



固定資産税 のお知らせ

① 固定資産税の課税の特例

過疎地域等の指定による課税の特例により、町内において対象業種の用に供する施設・設備を平成31年1月～令和元年12月までに新設または増設した場合、申請により固定資産税の課税免除等を受けられる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

申請期限

1月31日(金)

特例の種類

- 過疎地域指定における課税免除の対象となる業種
 - ・ 製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業を除く）
- 半島振興対策実施地域における不均一課税の対象となる業種
 - ・ 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業を除く）

② 固定資産税（償却資産）の申告のお願い

申告期限

1月31日(金)

個人または法人で確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を1月1日現在、所有されている場合は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

平成31年1月～令和元年12月までに資産を有し申告された方には、昨年12月に申告用紙を送付しています。

これまで資産がない方で昨年中に新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

なお、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき平成31年3月末までに取得した資産または生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した資産については固定資産税の特例が適用される場合があります。詳細はお問合せください。

提出・問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



【余市税務署から】 確定申告は 2月17日から

確定申告について

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月17日(月)から3月16日(月)までとなります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書等を作成することができ、作成した申告書等は、e-Tax（電子申告）で送信または印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

また、税務署へ「ID・パスワード方式の届出」をすることで、スマートフォンやタブレットでも「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxでの送信ができます。

スマートフォンで確定申告 ～ID・パスワード発行会を開催します～

スマートフォンで申告する際に必要となるID・パスワードの発行会を開催します。

日時 1月14日(火) 午前9時30分～午後4時

場所 余市町役場 3階会議室

※1：ID・パスワードは申告される本人の申請が必要です。運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

※2：申告の相談は行っていません。

※3：税務署では、ID・パスワードの発行を随時受け付けています。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093